別紙1

御殿場市下水道事業
ウォーターPPP導入検討に関するサウンディング型市場調査　第二回調査

説明会

目次

1. 御殿場市下水道事業の課題への対応方針とその期待効果
2. ウォーターPPPとは
3. 前回までの調査結果概要
4. 御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
5. 事業開始までのスケジュール
6. アンケート調査への協力のお願い

1.御殿場市下水道事業の課題への対応方針とその期待効果

■ 御殿場市の下水道事業では、ヒト・モノ・カネの課題を多く抱えています。

■ 「水の官民連携（ウォーターPPP）」（以降、「ウォーターPPP」とする）を導入することで、生産性向上、LCCの低減、投資の平準化、民間の創意工夫によるメンテナンスの効率化、予防保全の実現等を目指します。

御殿場市の下水道事業の課題※



- 職員の減少、不足への対応



- 老朽管きょにおける計画的な維持管理の実施
- 農業集落排水や浄化槽、汚水等、事業効率化への対応



- 人口減少、水需要の減少への対応
- 収益的収支比率等の経営指標を踏まえた下水道事業経営の改善

ウォーターPPP導入

期待効果

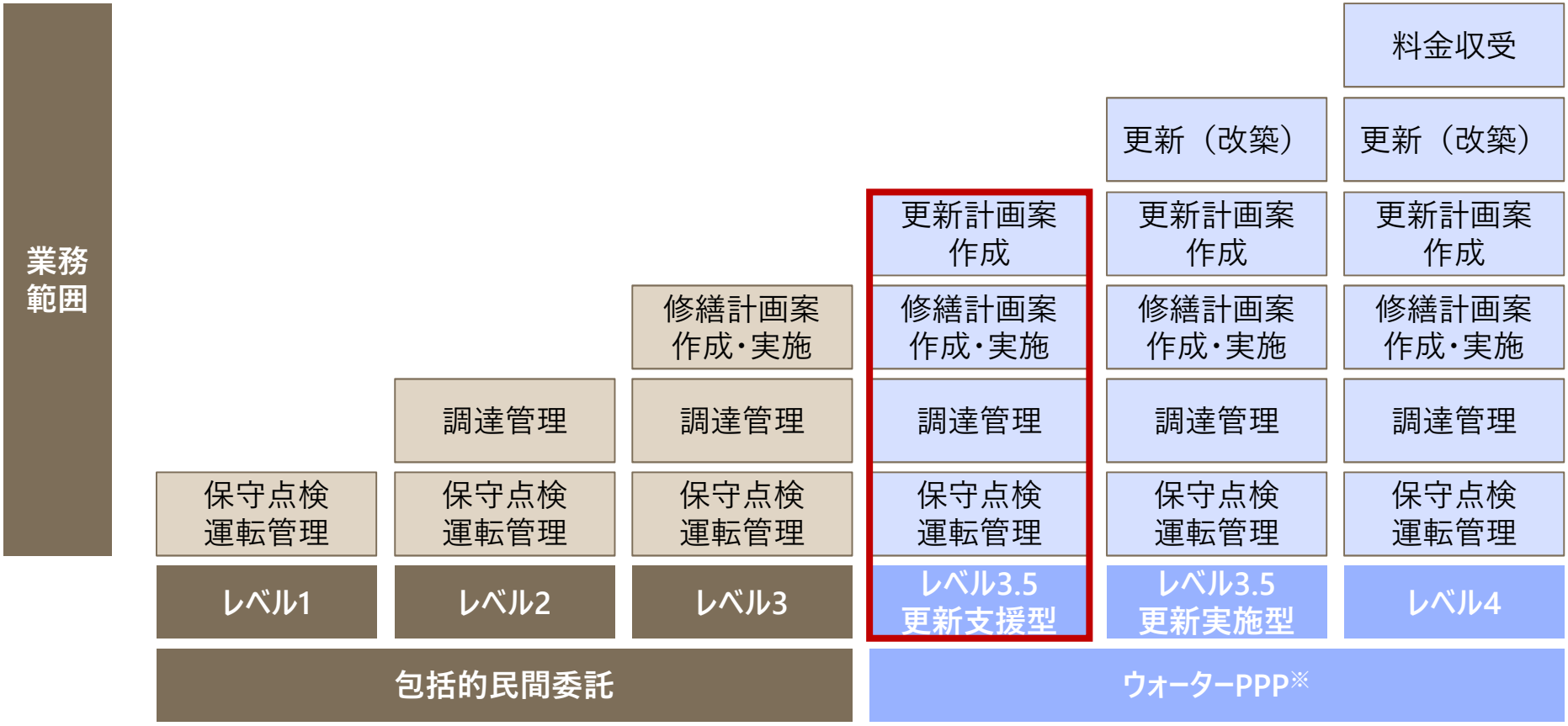
1. 生産性向上
2. LCCの低減
3. 投資の平準化
4. 民間の創意工夫によるメンテナンスの効率化
5. 予防保全の実現

※「御殿場市公共下水道事業戦略」および「御殿場市農業集落排水施設下水道事業戦略」等をもとに整理

2.ウォーターPPPとは　1/4

- ウォーターPPPとは、水道、下水道等において管理と更新を一体的にマネジメントする官民連携の仕組みであり、御殿場市では、レベル3.5（管理・更新一体マネジメント方式）の更新支援型を採用します。
- 更新支援型では、従来の包括的民間委託（レベル1~3）の業務範囲に加え、更新計画案作成業務も含まれ、民間委託の範囲が拡大します。（御殿場市ウォーターPPP事業の対象業務は4.2.詳述）

ウォーターPPPの概要



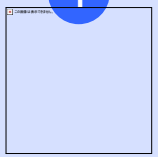
図は下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（国交省）を基に作成したもの

※　ウォーターPPPはレベル4（コンセッション方式）とレベル3.5（管理・更新一体マネジメント方式）を併せた総称のこと。

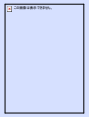
2.ウォーターPPPとは　2/4

■ レベル3.5（管理・更新一体マネジメント方式）の導入にあたっては、①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの４つの要件を満たす必要があります。

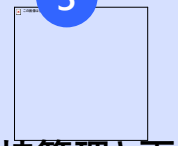
管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の要件

1

長期契約
（原則10年）

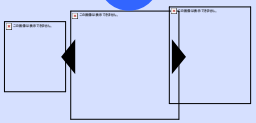
長期の事業期間により民間事業者の参画意欲を促進

2

性能発注

民間のノウハウ・創意工夫が発揮しやすいよう満たすべきサービス水準を定め発注

3

維持管理と更新の一体マネジメント

個別に実施していた維持管理と更新を一括発注し効果的・効率的に実施

4

プロフィットシェア※

事業開始後も民間事業者によるライフサイクルコスト縮減の提案を促進

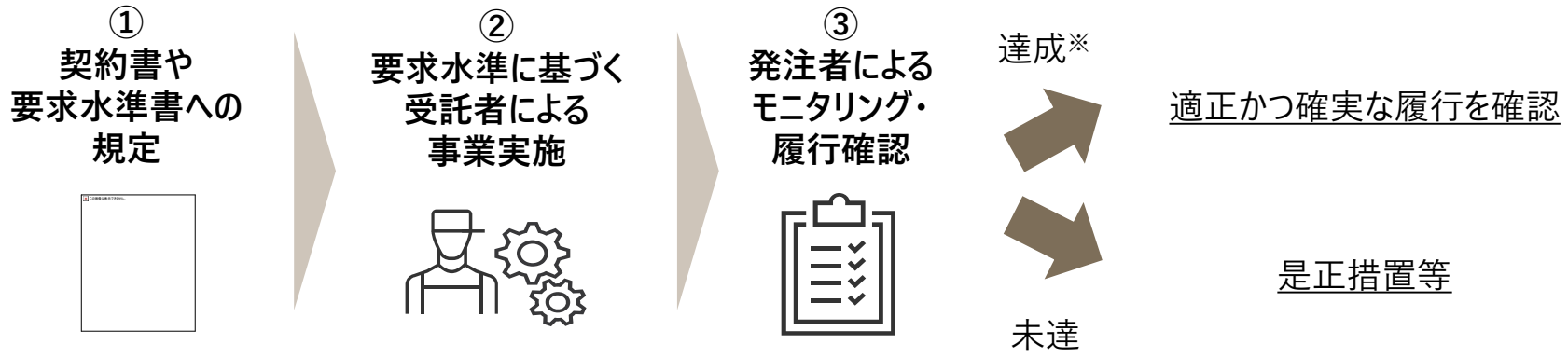
図は「水の官民連携」理解促進パンフレット（国交省）を基に作成したもの

※　事業期間中の受託者からの提案（新技術導入等）により発生する費用縮減分（プロフィット）について、発注者と受託者で分配（シェア）するものである（次頁で示す要求水準達成時に適用されるものではない）

2.ウォーターPPPとは　3/4

- レベル3.5（管理・更新一体マネジメント方式）の要件のうち「②性能発注」について、性能発注ではサービス水準を明らかにし事業者が満たすべき水準を規定します。
- 契約書や要求水準書に規定された内容を受託者が適正かつ確実に履行し、発注者は要求水準を達成しているか否かを確認します。未達が判明した場合、発注者は受託者に対して是正措置等を要求することができます。（各業務において事業者が満たすべき水準をまとめた要求水準書や未達時の対応に係る規定は今後提示します。）
- なお、要求水準の達成に加え、受託者の追加提案により生み出されたコスト縮減分（プロフィット）は、発注者と受託者で分配（シェア）できます。

要求水準の達成状況確認の流れ



※　要求水準の達成に加え、受託者の追加提案（新技術の導入や維持管理の工夫）により生み出されたコスト縮減分（プロフィット）は、発注者と受託者で分配（シェア）可能。（要求水準の達成によりコスト縮減分が分配される仕組みではない点に留意。）

図は下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（国交省）を基に作成したもの

2.ウォーターPPPとは　4/4

- 民間委託の範囲が拡大することから、受託者は、単独の民間事業者の他、複数の事業者が協力しJV組成やSPC等の新会社の設立が想定されます。
- また、地元事業者の協力は下水道の持続性向上のために重要です。地元事業者の参画方法は受託者の一員となるパターンや再委託先となるパターンがあります。（参加資格要件や再委託に係る要件は今後提示します。）

受託者の体制イメージ

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の新会社の設立
類型	地方公共団体（管理者） ↓ 受託者	地方公共団体（管理者） ↓ JV 維持管理担当 ↔ 工事関係担当	地方公共団体（管理者） ↓ 受託者 出資 維持管理　工事関係
効果・メリット	ー	●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易（中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる）	●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	●対象施設（処理場等と管路）、業務範囲（維持管理と更新関係）を一者で対応できる民間事業者等は限られる	●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社（三セク）、官会社もある ●官出資を行う場合も、次期以降について適宜の見直しや、その際の競争性に留意が必要

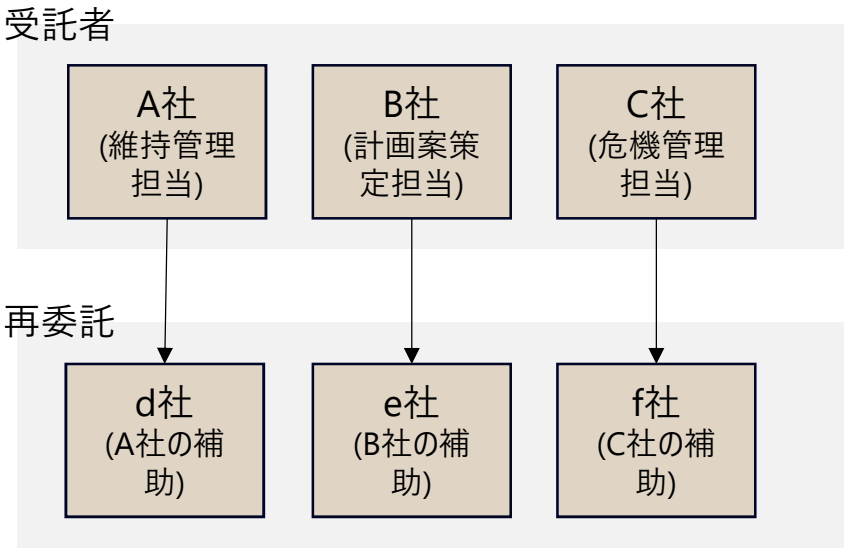
出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（国交省）

地元事業者の協力

上下水道の維持管理は24時間365日、緊急的な対応が求められるため、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。

出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（国交省）

再委託を含めた体制イメージ



図は下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（国交省）を基に作成したもの

3.前回までの調査結果概要

3.1 第一回調査の結果概要

■ 第一回調査では、事業者のウォーターPPPへの参画意欲や関心、対象施設や対象業務等に関するご意見を収集し、今後の事業内容等の検討に活用することを目的としてアンケートを実施しました。

開催概要

調査目的	民間事業者の皆様から対象施設や対象業務等に関するご意見を広く求め、今後の事業内容等の検討に活用することを目的としてサウンディング調査を実施した。
調査時期	令和7年10月17日(金)～令和7年11月17日(月)
対象者	• 具体的な候補業者を特定せず、市HP上にアンケートを公開し、アンケート調査を実施 • 過去に御殿場市下水道事業に係る入札案件にて指名を受けた実績をもつ事業者に回答の協力を依頼
回答者数	15社
調査内容	• 参加事業者に係る情報（興味・意欲、実績等） • 事業内容に係る情報（発注方式、業務対象範囲、処理区　等）

得られた示唆

【参加事業者に係る情報】

- 他都市における各施設・各業務の実績に加え、PPP実績を有する企業からウォーターPPPへの参加意欲がある回答が得られた。また、本事業の事業範囲について、全処理区各施設に対して対応可能な意見が複数得られたため、事業範囲は当初想定の通り検討を進める。

【事業内容に係る情報】

- 事業方式は、当初想定のレベル3.5 更新支援型の通り検討を進める。
- 事業期間は、当初想定の10年の通り検討を進める。
- 管路の発注方式は、管路調査は性能発注、その他の点検・修繕等は仕様発注の方針で検討を進め、引き続き情報交換を丁寧に行い、実現可能性を確認する必要がある。
- プロフィットシェアを検討するために必要な情報が不足しているため、情報開示・情報交換を丁寧に行う必要がある。民間事業者の創意工夫に対し、配分比率に関して一定の配慮を行う必要がある。

3.前回までの調査結果概要

3.2 ヒアリング調査の結果概要

■ ヒアリング調査では、第一回調査の結果を踏まえ、ウォーターPPPのスキームや事業概要の詳細化に向け、必要な情報を把握するためのヒアリングを実施しました。

開催概要

調査目的	第一回調査を踏まえ、有力な回答があった民間事業者に対し、今後の事業内容等の検討に活用することを目的としてサウンディング調査を実施した。
調査時期	令和7年12月24日(水)～令和8年1月16日(金)
対象者	第一回調査において回答があった事業者
回答者数	13社
調査内容	• 事業内容に係る情報（対象施設、業務範囲、発注方式、リスク分担） • 事業開始までのスケジュールに係る情報（官民対話の実施形式・時期、提案書準備期間） • 実施体制に係る情報（共同企業体、資格者の配置）

得られた示唆

【事業内容に係る情報】

- 対象施設は全処理区各施設の業務を対象とする。
- 業務範囲は計画業務・管路管理業務・窓口業務で対応可能である一方、CM業務は参入障壁となる懸念があるため精査する。
- 管路施設の発注方式は、適切な要求水準・リスク分担の設定が困難なため、特に修繕等は仕様発注の方針で検討を進める。
- 将来的に物価変動が想定され、事業費の増大に伴う安定的な事業継続への懸念があるため、物価変動に関する対象品目、指数、協議規定、清算規定等を検討し契約条項等に規定する必要がある。

【スケジュールに係る情報】

- 現地の情報が不足していることへの懸念が多いため、個別対話、資料確認、現地調査の実施予定を検討する必要がある。
- 提案書準備期間として、６か月～１２か月程度確保できるよう検討する必要がある。

【実施体制に係る情報】

- SPC設置など事業者側に求める体制を検討し、SPC組成を求める場合は必要経費等を考慮する必要がある。
- 資格要件や有資格者の配置等が厳格な場合、参入障壁やコスト増となるため、資格要件や有資格者の配置に関して、必要十分な規定となるよう検討する必要がある。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.1 事業概要　1/2

■ 前回までの調査結果を踏まえ、御殿場市におけるウォーターPPP事業概要を以下に示します。

事業概要

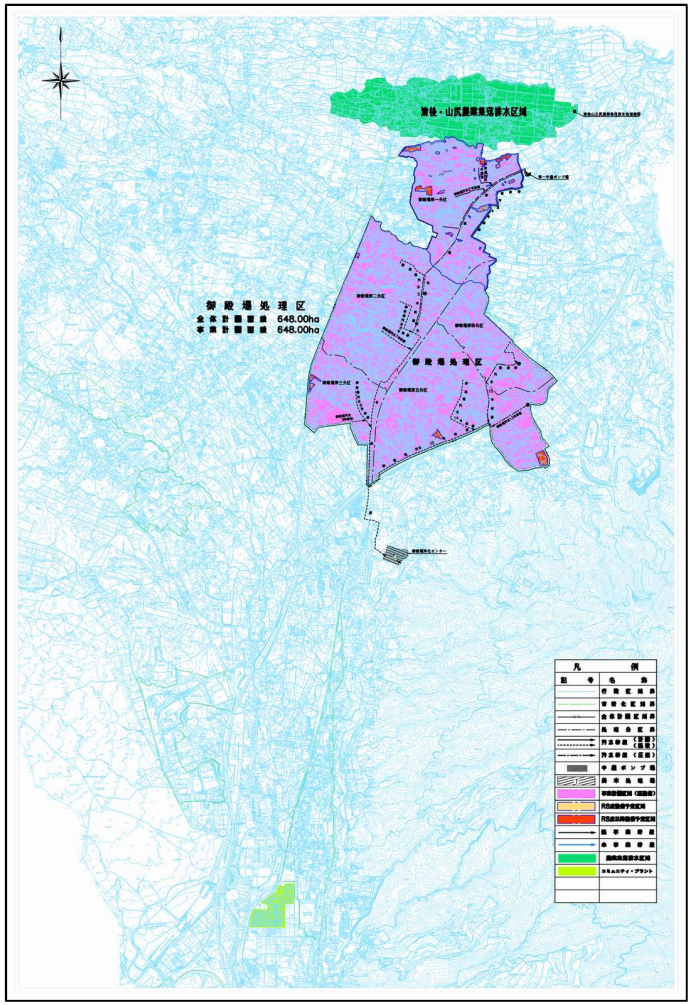
項目	導入方針
対象施設	• 御殿場浄化センター（中継ポンプ場含む） • 清後山之尻排水施設（農業集落排水） • 富士見原住宅団地コミュニティプラント • 上記に係る管路施設（マンホールポンプ、管渠）
対象処理区	• 御殿場処理区 • 清後山之尻処理区 • コミュニティプラント
導入方式	• 管理・更新一体マネジメント方式　更新支援型（レベル3.5）
事業期間	• 10年間

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.1 事業概要　2/2

■　公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラントの区域図、管路延長、処理場の処理能力等を以下に示します。

対象施設概要



参考：汚水処理施設整備構想(アクションプラン)

下水道処理区域図

処理区		御殿場処理区（公共下水道）	清後山之尻処理区（農業集落排水）	コミュニティプラント
管路（汚水）[km]		156（分流）	12（分流）	5（分流）
マンホールポンプ[か所]		36（分流）※内、グラインダーポンプ4／真空ポンプ1	1（分流）	–
中継ポンプ場[か所]		1（分流）	–	–
下水処理場	施設名	御殿場浄化センター	清後山之尻排水施設	富士見原住宅団地コミュニティプラント
	住所	静岡県御殿場市竈359	静岡県御殿場市清後242-1	静岡県御殿場市富士見原1-31
	処理能力[m3/日]（処理方式）	2,500（OD法）14,000（標準活性汚泥法）	419（連続流入間欠ばっ気方式）	750（回分式活性汚泥法）
	計画流入水質	BOD＝230 SS ＝180	–	–
	計画放流水質	BOD＝15	–	–

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.2 対象業務　1/2

■　対象業務を以下に示します。今回の調査結果を踏まえ精緻化予定です。

●：対象業務、▲：対象となる可能性がある業務、✖：対象としない業務、－：該当なし

業務		御殿場浄化センター	清後山之尻排水施設	コミュニティプラント※1	中継ポンプ場※2	マンホールポンプ※3	管路※4	業務ごとの要求水準該当ページ※5
統括管理業務		●	●	●	●	●	●	P14～16
運転管理業務	運転業務	●	●	●	●	●	－	P18～22 (補足資料あり)
	水質試験等業務	●	●	●	－	－	－	－ (補足資料あり)
	調達管理業務	●	●	●	●	●	－	
	保安管理業務	●	●	●	●	●	－	
	施設見学の対応	●	●	●	●	●	－	
保守管理業務	保守点検業務	●	●	●	●	●	●	
	衛生管理業務	●	●	●	●	●	●	

※1　コミュニティプラントは富士見原住宅団地コミュニティプラントを指す。
※2　中継ポンプ場は、御殿場処理区（公共下水道）における第一中継ポンプ場を指す。
※3　マンホールポンプは、御殿場処理区（公共下水道）・清後山之尻処理区（農業集落排水）におけるマンホールポンプを指し、御殿場処理区（公共下水道）におけるマンホールポンプにはグラインダーポンプ・真空ポンプを含む。
※4　管路は御殿場処理区（公共下水道）・清後山之尻処理区（農業集落排水）・コミュニティプラントにおける管路を指す。
※5　要求水準未達時における未達の状態から是正を促す仕組みについては、別途開示予定。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.2 対象業務　2/2

■　前頁の続き。

●：対象業務、▲：対象となる可能性がある業務、✖：対象としない業務、－：該当なし

業務		御殿場浄化センター	清後山之尻排水施設	コミュニティプラント※1	中継ポンプ場※2	マンホールポンプ※3	管路※4	業務ごとの要求水準該当ページ※5
修繕業務	予防保全業務	●	●	✖	●	●	●	P25～26
	事後保全業務	●	●	●	●	●	●	
廃棄物管理業務		●	●	●	－	－	－	P27～28
文書管理業務		●	●	●	●	●	●	ー (補足資料あり)
窓口業務		●	●	●	●	●	●	P29～30
危機管理業務		●	●	●	●	●	●	ー (補足資料あり)
コンサルタント業務	計画案策定業務※6	●	●	●	●	●	●	
	更新工事業務	✖	▲	✖	✖	▲	▲ マンホール蓋交換	

※1　コミュニティプラントは富士見原住宅団地コミュニティプラントを指す。
※2　中継ポンプ場は、御殿場処理区（公共下水道）における第一中継ポンプ場を指す。
※3　マンホールポンプは、御殿場処理区（公共下水道）・清後山之尻処理区（農業集落排水）におけるマンホールポンプを指し、御殿場処理区（公共下水道）におけるマンホールポンプにはグラインダーポンプ・真空ポンプを含む。
※4　管路は御殿場処理区（公共下水道）・清後山之尻処理区（農業集落排水）・コミュニティプラントにおける管路を指す。
※5　要求水準未達時における未達の状態から是正を促す仕組みについては、別途開示予定。
※6　ストックマネジメント計画の策定は、「計画案策定業務」に該当する。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.1 統括管理業務　1/4

■　統括管理業務では、ウォーターPPP委託範囲として、一元管理や、関係者調整、工程管理等を想定しています。

統括管理業務の要求水準

ウォーターPPP委託範囲		要求事項の考え方
1.一元管理	(1) 一元的な業務管理	• 契約書・要求水準書・完成図書等から業務目的・内容、施設機能、履行状況を把握する。 • 現場課題や市要望に対し、迅速に意思決定できる体制を構築し、主任技術者と連携してリスク、法務・労務、事務作業、引継ぎを法令・所定様式に基づき一元管理するとともに、更新計画案を調整する。
	(2) 官公庁との協議及び関係法令等に基づく手続き	• 受託者が行うべき官公庁・関係機関への届出等（各業務において実施するものは除く。）を法令に基づき実施し、事前に市へ報告する。 • 市が行う官公庁・関係機関への届出等（各業務において実施するものは除く。）の書類作成・手続を支援する。 • 官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもって対応し、内容を遅滞なく市に報告する。
2. 関係者間調整	(1) 各種会議の開催（発注者向け、JV企業間）	• 関係企業と必要な段階で打合せを行い、作業日報等を取りまとめて保管し、市の要請に応じて提出する。 • 長期休暇時は緊急連絡責任者と体制を定め、緊急連絡表を事前報告するほか、主任技術者間の月次・工程・定例会議で情報や工程等を共有する。
	(2) 受託者間の調整及び書類のとりまとめ	• 各主任技術者による関係機関との協議、届出、立会等の対応状況を把握し、必要な連絡・調整を行う。 • 併せて、協議資料、説明資料、申請・届出資料、図面、議事録、報告書等の作成を主任技術者と連携して取りまとめる。
3. 工程管理	(1) 業務計画	• 全体・年間・月間業務計画書および週間工程表を作成し、各業務（点検、調査、清掃、修繕、運転、保守等）の工程間の干渉やリソースの競合を調整する。 • ワークライフバランスと業務平準化を考慮して全体最適を図り、月間・年間報告書で進捗を報告する。
	(2) 定例会議	• 業務を適正かつ円滑に実施するため市との連絡を密にし、市または受託者が必要と判断した場合は、その都度打合せを実施する。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.1 統括管理業務　2/4

■　前頁の続き。

統括管理業務の要求水準

ウォーターPPP委託範囲		要求事項の考え方
4. 管理者の履行確認の対応	(1) 履行確認の対応	• 業務責任者が全体の進捗状況を把握し、各業務の主任技術者と調整・連携し、業務指標の履行状況を確認する。
	(2) 検査対応	• 業務完了時に提出書類を取りまとめ、報告内容の矛盾・不整合や要求水準への適合を事前確認して検査に臨む。 • 訂正指示や完了後の契約不適合には主任技術者と連携して訂正・補正する。 • 検査のための指定資料・データを提出するとともに、市や第三者の調査・モニタリングに協力する。
	(3) 提案事項への対応	• 企画提案書の提案事項を一元整理し、実施時期・内容を市と協議して主任技術者と実施する。 • 社会情勢等により実施困難な場合は代替案を協議し、実施内容を月次定例会で報告、レポート・実績を年間報告書に掲載し、本業務の業務期間中、更なる改善等がある場合には追加の改善案も提案する。
5. セルフモニタリング	(1) 実施計画書の作成	• モニタリング基本計画書や要求水準書等を参照し、受託者が行うセルフモニタリング実施計画書を作成する。
	(2) 報告書の作成	• 市等のモニタリング前に、各業務の要求水準達成状況と履行状況を確認・評価して結果を取りまとめ、未達時は原因と改善方法を速やかに報告する。 • 結果は書面または電子記録で毎月提出し、四半期ごと等の指定頻度で定例会に報告する。
	(3) 継続的改善	• 維持管理情報等を起点とするマネジメントサイクルを確立するため、セルフモニタリング実施計画書を適宜見直し、本業務で発生した課題の継続的な改善を図る。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.1 統括管理業務　3/4

■ 前頁の続き。

統括管理業務の要求水準

ウォーターPPP委託範囲		要求事項の考え方
6. 業務データ管理・情報公開	(1) 実施業務のデータ集約、情報の整理	• 各業務の実施結果・管理データを維持管理情報として集約し、市のシステム等で活用できる形で定期的に提出して更新計画案へ反映する。 • データ項目・形式は事前協議で定め、対象業務の場合は実績をテクリス等へ登録し、登録内容確認書を提出する。
	(2) 業務間での数量・予算の調整等	• 契約予算の超過や要求水準・仕様数量の未達が見込まれる場合、情報を一元的・統括的に取りまとめて市へ報告する。 • 調整が必要と判断された場合は、事業全体の状況を踏まえ、主任技術者と各業務の数量・予算を調整し、市へ提案・協議する。
7. 業務改善	(1) 実施結果の分析と課題整理、課題についての改善提案	• 各業務の成果を一元的に取りまとめ、得られた知見・情報を基に本業務の導入効果を分析するとともに課題を整理する。 • 整理結果を踏まえ、下水道事業をより効果的に運営・管理するための改善策を提案する。
8. 事業マネジメントの実践	(1) 事業マネジメント計画案の作成	• 維持管理データ・知見を分析し、主任技術者と連携して検討体制を構築し、施策の目標と優先度を設定する。 • 事業計画、経営戦略、ストックマネジメント、地震・浸水・脱炭素等の関連計画と整合する事業マネジメント計画案を作成し、内容・期間・検討深度を協議するとともに、関係部署と情報を収集・蓄積・活用する。
	(2) 人材確保による執行体制の確保	• 各業務の履行状況を一元的に把握し、適切な人員配置となるよう執行体制を随時調整する。 • 責任者や従事者の異動・退職があっても業務運営に支障がないよう、必要な人材を確保し、バックアップ要員を育成する。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.1 統括管理業務　4/4

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問1　統括管理業務について（説明会資料P14～P16）

1-1	説明会資料P14～P16の統括管理業務のウォーターPPP委託範囲を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○対応不可　○判断できない	
1-2	上記質問1-1で「対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
1-3	上記質問1-1で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□委託範囲の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない　□その他	
1-4	上記質問1-3で「委託範囲の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
1-5	上記質問1-3で「その他」と回答した方は「判断できない」理由を以下にご記入ください。
1-6	説明会資料P14～P16の統括管理業務の要求事項の考え方を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○対応不可　○判断できない	
1-7	上記質問1-6で「対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
1-8	上記質問1-6で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□要求事項の考え方の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない　□その他	
1-9	上記質問1-8で「要求事項の考え方の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
1-10	上記質問1-8で「その他」と回答した方は「判断できない」理由を以下にご記入ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.2 運転業務　1/7　水質管理（御殿場浄化センター）

■ 水質管理の要求水準としては、流入下水の量及び水質に応じた水処理を行い、放流水が要求水準を満足するよう運転管理を行うことを想定しています。

■ 受託者に求める要求水準として、御殿場浄化センターの処理水の水質の上限値を「①管理目標」「②法定基準」の区分ごとに示すとともに、参考として直近の実績値を示します。（各数値は現時点での予定であり、今後変更する可能性がある点、ご了承ください。）

水質管理の要求水準（上限値）（御殿場浄化センター）

項目（単位）	①管理目標※1	②法定基準
pH	−	5.8以上8.6以下
BOD（mg/L）	1.5	（日平均）20 （最大）25
COD（mg/L）	−	15
SS（mg/L）	3.0	（日平均）40 （最大）50
T-N（mg/L）	−	20
T-P（mg/L）	−	3
大腸菌数（CFU/mL）	−	800

※1 管理目標は市が指定する。管理目標は、運転管理上の目安とし、未達時に直ちにペナルティを課すのではなく、法定基準を超えないよう原因分析・是正を求めることを想定する。

また、BOD及びSS以外の項目に係る管理目標値の設定要否及び設定水準については、今後検討する予定である。

処理水の水質の実績値（年平均※2）（御殿場浄化センター）

項目（単位）	R7	R6	R5	R4	R3
pH	6.4	6.6	6.5	6.5	6.7
BOD（mg/L）	1.5	2	1.6	1.9	2.7
COD（mg/L）	8.1	8.5	7.9	8.4	8.9
SS（mg/L）	2.5	2.5	2.5	2.7	2.9
T-N（mg/L）	9	7.8	7.4	9.7	8.4
T-P（mg/L）	1.3	1.2	1.1	0.7	0.6
大腸菌数（CFU/mL）	0	0	0	0	0

※2　処理水の水質の実績値は、年間を通じて差異があることにご留意ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.2 運転業務　2/7　水質管理（農業集落排水処理施設）

■ 受託者に求める要求水準として、農業集落排水処理施設の処理水の水質の上限値を「①管理目標」「②法定基準」の区分ごとに示すとともに、参考として直近の実績値を示します。（各数値は現時点での予定であり、今後変更する可能性がある点、ご了承ください。）

水質管理の要求水準（上限値）（農業集落排水処理施設）

項目（単位）	①管理目標※1	②法定基準
pH	–	5.8以上8.6以下
BOD（mg/L）	2.0	（日平均）20 （最大）25
COD（mg/L）	–	15
SS（mg/L）	5.0	（日平均）40 （最大）50
T-N（mg/L）	–	20
大腸菌数（CFU/mL）	–	800

※1 管理目標は市が指定する。管理目標は、運転管理上の目安とし、未達時に直ちにペナルティを課すのではなく、法定基準を超えないよう原因分析・是正を求めることを想定する。

また、BOD及びSS以外の項目に係る管理目標値の設定要否及び設定水準については、今後検討する予定である。

処理水の水質の実績値(年平均※2)(農業集落排水処理施設)

項目（単位）	R7	R6	R5	R4	R3
pH	6.9	6.7	6.8	6.8	6.8
BOD（mg/L）	2.2	1.9	1.9	1.9	2.4
COD（mg/L）	7.5	7.6	6.6	6.6	6.9
SS（mg/L）	2.7	2.3	2.2	1.6	2.2
T-N（mg/L）	2.5	2.9	1.7	1.2	1
大腸菌数（CFU/mL）	1	2	0	0.2	0

※2　処理水の水質の実績値は、年間を通じて差異があることにご留意ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.2 運転業務　3/7　水質管理（コミュニティプラント）

■ 水質管理の要求水準としては、流入下水の量及び水質に応じた水処理を行い、放流水が要求水準を満足するよう運転管理を行うことを想定しています。

■ 受託者に求める要求水準として、コミュニティプラントの処理水の水質の上限値を「①管理目標」「②法定基準」の区分ごとに示すとともに、参考として直近の実績値を示します。（各数値は現時点での予定であり、今後変更する可能性がある点、ご了承ください。）

水質管理の要求水準（上限値）（コミュニティプラント）

項目（単位）	①管理目標※1	②法定基準
pH	–	5.8以上8.6以下
BOD（mg/L）	2.0	（日平均）20 （最大）25
COD（mg/L）	–	15
SS（mg/L）	3.0	（日平均）40 （最大）50
T-N（mg/L）	–	20
大腸菌数（CFU/mL）	–	800

※1 管理目標は市が指定する。管理目標は、運転管理上の目安とし、未達時に直ちにペナルティを課すのではなく、法定基準を超えないよう原因分析・是正を求めることを想定する。

また、BOD及びSS以外の項目に係る管理目標値の設定要否及び設定水準については、今後検討する予定である。

処理水の水質の実績値（年平均※2）(コミュニティプラント)

項目（単位）	R7	R6	R5	R4	R3
pH	6.7	6.5	6.8	6.7	6.7
BOD（mg/L）	1.5	1.8	2.3	2.7	3.2
COD（mg/L）	6	6.1	6.3	5.9	6.5
SS（mg/L）	2.3	2	2.6	2.4	2.7
T-N（mg/L）	4.7	4.1	3.9	3	3.9
大腸菌数（CFU/mL）	0	1	3	2	6

※2　処理水の水質の実績値は、年間を通じて差異があることにご留意ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.2 運転業務　4/7　水量管理

■ 水量管理の要求水準としては、下水の流入状況に応じて必要な設備機器を運転し、安定した水処理を行うとともに、溢水を生じさせないよう水量管理を行うことを想定しています。

■ 参考値として、施設ごとの年度合計流入水量、日平均流入水量の実績値※1を示します。

各施設の年度合計流入水量（㎥/年）【実績値】

施設	R7	R6	R5	R4	R3
御殿場浄化センター	3,531,482	3,523,015	3,462,063	3,394,177	3,387,413
農業集落排水処理施設	95,664	97,347	98,978	101,916	102,171
コミュニティプラント	110,868	113,404	115,293	116,739	123,767

各施設の日平均流入水量（㎥/日）【実績値】

施設	R7	R6	R5	R4	R3
御殿場浄化センター	9,675	9,652	9,485	9,299	9,280
農業集落排水処理施設	262	267	270	279	280
コミュニティプラント	304	310	315	319	339

※1　流入水量は、年間を通じて差異があることにご留意ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.2 運転業務　5/7 汚泥処理

■ 汚泥処理の要求水準としては、下水の処理によって生じた汚泥は、適切に水処理工程から引き抜いて濃縮処理し、脱水又は乾燥処理により汚泥の減量化を行うことを想定しています。

■ 受託者に求める要求水準として、脱水ケーキ含水率の管理目標値及び上限値を示すとともに、参考として令和2年度から令和6年度までの実績値を示します。（各数値は現時点での予定であり、今後変更が発生する可能性がある点、ご了承ください。）

汚泥処理の要求水準

対象項目	要求水準
脱水ケーキ含水率	管理目標※1：75%以下（月平均） 上限：78%以下

※1 管理目標は市が指定する。管理目標は、運転管理上の目安とし、未達時に直ちにペナルティを課すのではなく、上限を超えないよう原因分析・是正を求めることを想定する。

脱水ケーキ含水率の実績値

年度	実績値（平均）
R6	75.1%
R5	74.1%
R4	74.1%
R3	74.4%
R2	76.0%

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.2 運転業務　6/7

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問2　運転業務について（説明会資料P18～P22）

2-1	説明会資料P18～P20の運転業務（水質管理）の要求水準（管理目標を市が設定することも含めて）を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○対応不可　○判断できない	
2-2	上記質問2-1で「対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
2-3	上記質問2-1で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□要求水準の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない　□その他	
2-4	上記質問2-3で「要求水準の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
2-5	上記質問2-3で「その他」と回答した方は「判断できない」理由を以下にご記入ください。
2-6	説明会資料P21の運転業務（水量管理）の要求水準を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○対応不可　○判断できない	
2-7	上記質問2-6で「対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
2-8	上記質問2-6で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□要求水準の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない　□その他	
2-9	上記質問2-8で「要求水準の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
2-10	上記質問2-8で「その他」と回答した方は「判断できない」理由を以下にご記入ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.2 運転業務　7/7

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問2　運転業務について（説明会資料P18～P22）

2-11	説明会資料P22の運転業務（汚泥処理）の要求水準（管理目標を市が設定することも含めて）を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○対応不可　○判断できない	
2-12	上記質問2-11で「対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
2-13	上記質問2-11で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□要求水準の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない　□その他	
2-14	上記質問2-13で「要求水準の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
2-15	上記質問2-13で「その他」と回答した方は「判断できない」理由を以下にご記入ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.3 修繕業務　1/2

■ 修繕業務（管路施設は別途検討。）に関するウォーターPPPの委託範囲については、公共下水道施設及び農業集落排水施設は予防保全を含み、コミュニティプラントは事後保全のみとする想定です。

■ 年間上限額は別途設定したうえで、上限額超過分の修繕業務については、本ウォーターPPPの対象外とし、別途、市が直接修繕の発注を行う想定です。

修繕業務のウォーターPPP委託範囲

大分類	修繕業務（管路施設は別途検討）※1	
小分類	予防保全※2	事後保全※3
公共下水道	対象	対象
農業集落排水	対象	対象
コミュニティプラント	対象外	対象

※1 修繕業務：老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないもの）
※2 予防保全：設備等の故障、不良、破損などが生じないように行う修繕業務（そのうち、修繕計画に基づくもの：定期修繕として整理する想定）
※3 事後保全：設備等の故障、不良、破損などが生じてから行う修繕業務（そのうち、突発的に生じるもの：突発修繕として整理する想定）

修繕費の上限額設定（管路施設は別途検討）

1件あたりの上限額	予防保全：なし※4 事後保全：200万円
年間上限額	設定あり （超過時は、市が直接実施）

※4　1件あたり500万円以上の建設工事には建設業許可が必要であり、再委託先・元請事業者双方について当該許可を保有していることを求める。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.3 修繕業務　2/2

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問3　修繕業務（管路施設を除く。）について（説明会資料P25）

3-1	説明会資料P25の修繕業務（管路施設を除く。）について、1件あたりの上限額及び年間上限額を設けることの要否についてご選択ください。
○必要である　○不要である　○判断できない	
3-2	上記質問3-1で「不要である」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。また、「判断できない」と回答した方は、判断に必要な情報や条件をご記入ください。
3-3	説明会資料P25の修繕費の上限額設定（管路施設を除く。）に関して、上限額超過分の修繕業務については、本ウォーターPPPの対象外とし、別途、市が直接修繕の発注を行うことを前提とした場合に、本ウォーターPPPの対象業務範囲の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○対応不可　○判断できない	
3-4	上記質問3-3で「対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
3-5	上記質問3-3で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。
□修繕費の上限額設定の考え方の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない □その他	
3-6	上記質問3-5で「修繕費の上限額設定の考え方の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
3-7	上記質問3-5で「その他」と回答した方は、「判断できない」理由を以下にご記入ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.4 廃棄物管理業務　1/2

■ 廃棄物管理業務については、各施設から発生する廃棄物（下水汚泥）の処理・運搬処分をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ ただし、下水汚泥の処理・運搬処分の再委託の可否を現在、静岡県（許可権限者）に確認中であり、不可とされた場合は本業務を委託範囲に含めず別途発注することを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	廃棄物処理・運搬処分
	第一中継ポンプ場	－（対象外）
	マンホールポンプ	－（対象外）
農業集落排水	清後山之尻排水施設	廃棄物処理・運搬処分
	マンホールポンプ	－（対象外）
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	廃棄物処理・運搬処分

ウォーターPPP委託方針

- 廃棄物処理・運搬処分業務の再委託の可否について、現在、静岡県（許可権限者）に確認中である。
- 許可を得られる場合は、ウォーターPPP受託者と廃棄物管理業務の再委託先が契約する方針とする。
- 本ページに示す委託範囲及び委託方針は、上記の許可を得られる場合を前提とした案である。
- 許可を得られない場合は、本業務はウォーターPPPの委託範囲に含めず別途、市が発注する。

※1　公共下水道はP11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水はP11記載の清後山之尻処理区を指す。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.4 廃棄物管理業務　2/2

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問4　廃棄物管理業務について（説明会資料P27）

4-1	説明会資料P27の廃棄物管理業務について、再委託の許可を得られる場合は、ウォーターPPP受託者と再委託先が契約する方針を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応不可　○判断できない	
4-2	上記質問4-1で「対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
4-3	上記質問4-1で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□要求水準の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない　□その他	
4-4	上記質問4-3で「要求水準の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
4-5	上記質問4-3で「その他」と回答した方は「判断できない」理由を以下にご記入ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.5 窓口業務　1/2

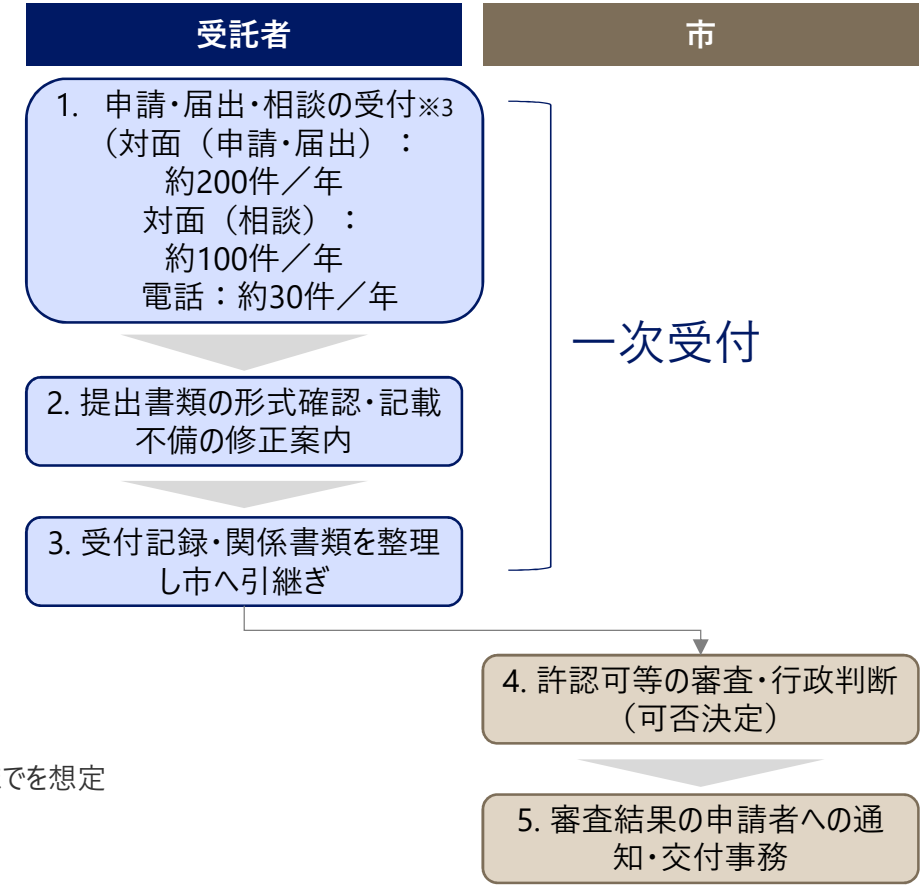
■ 窓口業務については、排水設備等の申請受付等の一次受付や、マンホール・公共汚水桝等に関する問合せ・通報の受付・対応全般をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 申請の許認可等の審査や行政判断を要する事項は、市が実施することを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	①　排水設備等の申請受付 ②　排水設備指定工事店の申請受付 ③　下水道法第16条に基づく公共下水道施設の工事又は維持に係る承認申請受付 ④　行為許可・占用許可に係る申請受付 ⑤　マンホール・公共汚水桝等に関する問合せ・通報※2
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	
管路		

受託者と市の役割分担



※1　公共下水道はP11記載の御殿場処理区を指す。
　　農業集落排水はP11記載の清後山之尻処理区を指す。
※2　⑤は一次受付に加え、現地確認、応急対応、維持管理業務への連携までを想定
※3　受付窓口は、御殿場浄化センター内のみに設置する想定

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.3 業務ごとの要求水準　4.3.5 窓口業務　2/2

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問5　窓口業務について（説明会資料P29）

5-1	説明会資料P29の窓口業務のウォーターPPP委託範囲・受託者と市の役割分担を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○対応不可　○判断できない	
5-2	上記質問5-1で「対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
5-3	上記質問5-1で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□ウォーターPPP委託範囲や受託者と市の役割分担の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない　□その他	
5-4	上記質問5-3で「ウォーターPPP委託範囲やの市と受託者の役割分担の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
5-5	上記質問5-3で「その他」と回答した方は「判断できない」理由を以下にご記入ください。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.3 業務ごとの要求水準　4.3.6 管路の発注方式の基本的な考え方

■ 管路の発注方式は、以下の3パターンを想定しています（ウォーターPPP事業の対象範囲全体は、引き続き性能発注を基本とします）。

■ いずれの発注方式とするかは、管路の点検・調査の状況を踏まえ、今後検討する予定です。

管路の発注方式のパターン

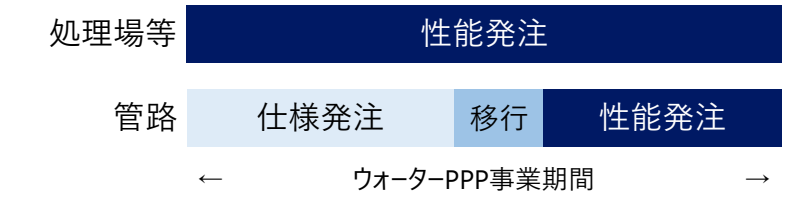
①ウォーター PPP 事業開始当初から性能発注

原則どおり、事業開始当初から管路を含む対象施設全体を性能発注とする。



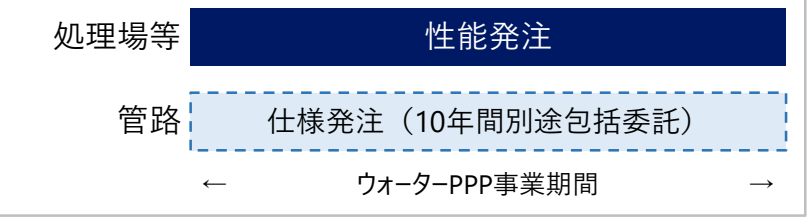
②ウォーター PPP 事業期間内で仕様発注から性能発注へ移行

管路は当初仕様発注とし、詳細調査や更新等により条件が整った箇所から段階的に性能発注へ移行する。



③管路を仕様発注型の10年間包括委託とし、処理場等のウォーター PPP と合わせて発注

管路を処理場等とは別の包括的民間委託（仕様発注・10年間）として切り出し、ウォーターPPPと合わせて発注する。



※1 処理場等：御殿場浄化センター（中継ポンプ場含む）、清後山之尻排水施設、富士見原住宅団地コミュニティプラントをいう。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.4 リスク分担　1/9

- リスク分担は、発注者（御殿場市）と受託者（民間事業者）において、各リスクを適切に管理可能な者が負担する想定です。
- リスクの種類は、例えば、天災等の不可抗力、法令変更、物価変動、計画・仕様変更、水量の変動、施設瑕疵など、多種多様なリスクを想定しています。
- 御殿場市ウォーターPPP事業のリスク分担の考え方を、リスク分担表として以降に示します。

リスク分担のイメージ

（参考）リスク分担のイメージ　　コンセッション方式GL（R4.3）

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		管理者	受託者	
不可抗力	天災（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天然現象）、人為的事象（戦争、テロ、暴動等）、その他（放射能汚染、放火、疫病、第三者の悪意及び過失など）等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		国庫負担法に該当する天災は、原則、管理者側（国費負担）で負担する。
			○	管理者が予め指定する保険により対応可能な範囲は受託者が負担する。
			○	国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、受託者が経営努力により事業維持を目指す。
		○		経営努力を行っても、なおリスクを負担しきれない場合については、管理者が負担することが考えられる。

99

出典：上下水道分野のウォーターPPP推進について（国交省）

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.4 リスク分担　2/9

■　法令・制度、社会に係るリスク分担表を示します。

【凡例】●：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。
空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
法令・制度	法令変更	下水道事業にのみ適用される法令の変更への対応に係る責任及び金銭負担	●	
		上記事業の内容にかかわらず、一般的に適用される法令の変更への対応に係る責任及び金銭負担（消防法改正による消防設備の設置等）		●
	税制変更	消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設に伴う金銭負担	●	
		本事業の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設に伴う金銭負担		●
	許認可	民間事業者が取得する必要のある許認可の取得・維持・届出の対応に係る責任※及び金銭負担（許認可取得の遅延に伴う増加費用等）		●
		市が取得する必要のある許認可の取得・維持・届出の対応に係る責任※及び金銭負担（許認可取得の遅延に伴う増加費用等）	●	
社会	住民対応	事業の内容・推進、施設の存在、行政サービス自体に対する訴訟、苦情への対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者の業務・行為に起因する訴訟、苦情への対応に係る責任及び金銭負担		●
	環境問題	民間事業者が行う業務や民間事業者の不備に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、 異臭）への対応に係る責任及び金銭負担		●
		上記以外への対応に係る責任及び金銭負担	●	
	事故	民間事業者の行う業務・行為に起因する事故、民間事業者の不備に起因する事故への対応に係る責任及び金銭負担		●
		上記以外の事由による事故への対応に係る責任及び金銭負担	●	

※　リスクの種類「許認可」に記載した責任は、許認可の取得・維持・届出を適切に実施し市に報告する義務や、それを怠った場合に生じる影響への対応責任を指す。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.4 リスク分担　3/9

■　経済に係るリスク分担表を示します。

【凡例】●：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。
空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
経済	物価変動	事業契約締結時の薬品調達単価から〇%（※）を超える変動があった場合の、〇%を超える部分の金銭負担　※今後要設定	●	
		事業契約締結時から〇%（※）以内の薬品調達単価の変動、薬品以外の物品に関する調達費用の変動に係る金銭負担　※今後要設定		●
	金利・為替変動	金利・為替の変動に伴う金銭負担		●
	人件費変動	運転管理業務において、事業契約締結時の公共工事設計労務単価から〇%を超える変動があった場合の、〇%（※）を超える部分の金銭負担　※今後要設定	●	
		運転管理業務において、事業契約締結時から〇%（※）以内の公共工事設計労務単価の変動、上記以外の人件費変動に係る金銭負担　※今後要設定		●

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.4 リスク分担　4/9

■　その他共通に係るリスク分担表を示します。

【凡例】●：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。
空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
その他共通	不可抗力	国庫負担法に該当する天災、人為的事由、その他通常予見可能な範囲外のものであって施設の運営に直接影響を及ぼす事象に伴う、施設の復旧、業務の変更・中止・延期等に係る金銭負担	●	
		国庫負担法に該当する天災、人為的事由、その他通常予見可能な範囲外のものであって施設の運営に直接影響を及ぼす事象に伴う、業務継続・再開等の対応に係る責任		●
	情報の漏洩	市の責による個人情報や守秘義務情報の外部流出への対応に係る責任、損害発生時の賠償責任	●	
		民間事業者の責による個人情報や守秘義務情報の外部流出への対応に係る責任、損害発生時の賠償責任		●
	業務遂行の中断・不能	市の要因（市の政策変更、市が実施すべき事項に必要な体制を確保できないこと）による事業の中断・不能への対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者の要因（構成員の撤退・破綻、人員不足等により必要な実施体制を維持できないこと、事業放棄等）による事業の中断・不能への対応に係る責任及び金銭負担		●
	計画・仕様変更	市の要因（市の政策変更）による計画・仕様変更への対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者の要因による計画・仕様変更に係る責任及び金銭負担		●
	既存施設情報の誤り	市が提示した施設台帳、図面その他の既存施設情報と現況との相違又は既存施設情報の不足に伴う、追加対応に係る責任及び金銭負担	●	

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.4 リスク分担　5/9

■ 維持管理に係るリスク分担表を示します。

【凡例】●：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。
空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
維持管理	異常水量	異常流入水、浸水又はその恐れがあるものの対応に係る責任及び金銭負担	●	
	水質基準の超過	不可抗力その他民間事業者の責によらず、流入水質が定めた基準を超える又はその恐れがある際の対応に係る責任及び金銭負担	●	
	突発修繕	一定期間（※）以内の突発修繕の増加に伴う対応に係る責任及び金銭負担。ただし、下記の更新計画と実際の劣化状況との乖離に起因するものを除く。　※今後要設定		●
		一定期間（※）後の突発修繕の増加に伴う対応に係る責任及び金銭負担。ただし、下記の更新計画と実際の劣化状況との乖離に起因するものを除く。　※今後要設定	●	
		市が提示又は決定した更新計画と実際の劣化状況との乖離により生じる突発修繕への対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者が作成した更新計画案又は民間事業者の判断の不備と実際の劣化状況との乖離により生じる突発修繕への対応に係る責任及び金銭負担		●
	修繕等による施設の損害	市発注の修繕により対象施設に損害が発生した場合の金銭負担	●	
		民間事業者発注の修繕により対象施設に損害が発生した場合の金銭負担		●
	施設損傷	施設の劣化に対し、民間事業者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷、民間事業者の責により施設が損傷した場合の金銭負担		●
		市の責により施設が損傷した場合の金銭負担	●	

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.4 リスク分担　6/9

■　前項の続き

【凡例】●：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。
空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
維持管理	電力供給	電力の供給停止、供給能力低下時であってバックアップにより通常対応可能と考えられる場合の対応に係る責任及び金銭負担		●
		電力の供給停止、供給能力低下時であってバックアップで対応不可な場合の対応に係る責任及び金銭負担	●	
	薬品供給	薬品関係の供給停止、供給能力低下の対応に係る責任及び金銭負担		●
	技術革新	市の指示による新技術の採用への対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者提案による新技術の採用への対応に係る責任及び金銭負担		●
	業務内容変更	市の指示による維持管理業務の変更への対応に係る責任及び金銭負担	●	
	警備	民間事業者による保安管理業務の不備に起因する、不審者の侵入、設備・資材の盗難・損傷その他の事態への対応に係る責任及び金銭負担		●
		民間事業者が要求水準に従い適切に保安管理業務を実施しても防止できない不審者の侵入、設備・資材の盗難・損傷その他の事態への対応に係る責任及び金銭負担	●	
	施設見学時のトラブル	民間事業者による施設内の案内、処理施設・設備の説明、安全確保その他の施設見学対応の不備に起因する事故・トラブルへの対応に係る責任及び金銭負担		●
		市による見学の受入れ判断、申込み受付・日程調整若しくは市職員の指示に起因する事故・トラブル、又は民間事業者が適切に施設見学対応を実施しても回避できない事故・トラブルへの対応に係る責任及び金銭負担	●	

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.4 リスク分担　7/9

■　調査・計画・設計に係るリスク分担表を示します。

【凡例】●：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。
空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
調査・計画・設計	調査	市が実施した調査結果の不備に起因する追加対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者が実施した調査結果の不備に起因する追加対応に係る責任及び金銭負担		●
	計画	市が提示した与条件の不備に起因する追加対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者が実施した計画の不備に起因する追加対応に係る責任及び金銭負担		●
	設計	市の提示条件の変更に起因する追加対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者の提案内容、判断の不備に起因する追加対応に係る責任及び金銭負担		●
	国庫補助金不足	国庫補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合への対応に係る責任及び金銭負担	●	

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件

4.4 リスク分担　8/9

■ その他（契約前、事業終了）に係るリスク分担表を示します。

【凡例】●：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。
空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
その他（契約前）	公募手続	募集要項の応募手続の誤りへの対応に係る責任及び金銭負担	●	
		本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合への対応（手続きのやり直し等）に係る責任及び金銭負担	●	
	公募時の提示資料	提示資料の重大な誤り（対象施設・対象業務に係る情報、要求水準等の提案内容、提案価格に影響を与える誤り）への対応に係る責任及び金銭負担※	●	
	応募費用負担	応募に係る金銭負担		●
	契約の未締結、遅延	市の責により契約締結できない、又は契約手続に時間を要する場合の対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者の責により契約締結できない、又は契約手続に時間を要する場合の対応に係る責任及び金銭負担		●
	事業開始の遅延	市の事由による事業開始の遅延への対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者の事由による事業開始の遅延への対応に係る責任及び金銭負担		●
その他（事業終了）	契約解除	事業継続の必要がなくなった場合、市の事由により業務の継続履行が困難になった場合への対応に係る責任及び金銭負担	●	
		民間事業者の債務不履行・不遵守、民間事業者の事由により業務の継続履行が困難になった場合への対応に係る責任及び金銭負担		●
	事業終了後の移管手続	施設移管に係る手続の対応に係る責任及び金銭負担		●

※　提示資料の軽微な誤り（誤字脱字等、提案内容や提案価格に影響を与えない誤り）については、市による当該事象への対応に係る責任及び金銭負担の対象としない。

4 .御殿場市におけるウォーターPPP事業の条件
4.4 リスク分担　9/9

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問6　リスク分担について（説明会資料P32～P39）

6-1	説明会資料P33～39のリスク分担の基本的な考え方に対する本市の考えに対し、妥当性等をご選択ください。
○妥当である　○概ね妥当である　○妥当ではない　○判断できない	
6-2	上記質問6-1で「概ね妥当である」「妥当ではない」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。 （特に、リスクの種類「物価変動」や「人件費変動」における閾値設定についてご意見ください。） また、「判断できない」と回答した方は、判断に必要な情報や条件をご記入ください。
例：リスクの種類「XXX」　YYYのため民間事業者の責とするべきでない。　など	

5.事業開始までのスケジュール　1/2

■　事業開始までのスケジュールは以下を予定しています。

■　なお、スケジュールは現時点の想定であり、今後変更する可能性がある点、ご了承ください。

時期		実施事項
R9	8,9月	第三回MS調査 （実施方針や要求水準書の記載事項に係る確認）
	12月	**実施方針・要求水準書（案）の公表**、質問受付
R10	1月	質問受付終了・回答
	3月末	**公募開始**
	4月	現地見学会
	4,5月	募集要項などに関する質問受付・回答
	6月上旬	資格審査締切、参加資格確認結果の通知
	7,8月	提案内容に関する対話・現地調査
	9月末	提案書締切
	12月上旬	優先交渉権者選定、結果公表
	12月下旬	契約
R11	1月～3月	**引継ぎ**
	4月	事業開始

5 .事業開始までのスケジュール　2/2

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問7　事業開始までのスケジュールについて（説明会資料P41）

7-1	説明会資料P41の事業開始までのスケジュールについて、ご意見等ございましたら以下にご記入ください。特に、太字下線とした各種資料の公表時期や引継ぎ期間についてご意見ください。

6.アンケート調査への協力のお願い

- 御殿場市では、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めるにあたり、主要な事業条件・要求事項の考え方を提示するとともに、事業者の意見及び客観的な情報を収集し、ウォーターPPP事業の方向性を具体化することを目的として、「サウンディング型市場調査（第二回調査）」を実施します。
- 本調査では、御殿場市が想定する主要な事業条件・要求水準に対する客観的なご意見、ご要望等を幅広くお伺いします。いただいたご意見は、今後の実施方針や要求水準書等の具体化・精緻化に活用する予定です。
- 皆様のご協力をよろしくお願いします。

提出方法

Microsoft Forms でご提出ください

Microsoft Forms 上で必要事項をご記載のうえ、
受付期間までにご提出ください。
アクセス方法：下記URL、または二次元コード
https://forms.cloud.microsoft/r/jix0FVKn7n

※メール・FAX等でのご回答は受け付けておりません。



受付期間

令和8年10月21日（水）～11月20日（金）17時まで

※本調査に関する質問がある場合は、別紙4「質問書」に必要事項を明記の上、電子メールにてご提出ください。
※そのほか、本調査の詳細は「御殿場市下水道事業ウォーターPPP導入検討に関するサウンディング型市場調査　第二回調査実施要領」をご確認ください。
※御殿場市のホームページより、別紙4「質問書」の様式のほか、調査要領、説明会（補足資料）等の本調査資料一式をご確認、ダウンロードいただけます。

【本調査における問合せ先】御殿場市　環境市民部　下水道課　施設管理スタッフ
E-mail：gesui@city.gotemba.lg.jp